

議院運営委員会

委員一覧（25名）

委員長	宮崎 秀樹	(自民)	大仁田 厚	(自民)	大江 康弘	(民主)
理事	金田 勝年	(自民)	岡田 広	(自民)	広中 和歌子	(民主)
理事	小斉平 敏文	(自民)	小泉 頤雄	(自民)	藤井 俊男	(民主)
理事	溝手 頤正	(自民)	関口 昌一	(自民)	藤原 正司	(民主)
理事	谷 博之	(民主)	田村 公平	(自民)	森 ゆうこ	(民主)
理事	平田 健二	(民主)	田村 耕太郎	(自民)	千葉 国男	(公明)
理事	魚住 裕一郎	(公明)	西銘 順志郎	(自民)	池田 幹幸	(共産)
理事	小池 晃	(共産)	野上 浩太郎	(自民)		
	有村 治子	(自民)	池口 修次	(民主)		

(16. 1. 19 現在)

庶務関係小委員（15名）

小委員長	田村 公平	(自民)	関口 昌一	(自民)	谷 博之	(民主)
	大仁田 厚	(自民)	野上 浩太郎	(自民)	平田 健二	(民主)
	岡田 広	(自民)	溝手 頤正	(自民)	藤原 正司	(民主)
	金田 勝年	(自民)	池口 修次	(民主)	魚住 裕一郎	(公明)
	小斉平 敏文	(自民)	大江 康弘	(民主)	小池 晃	(共産)

(召集日 現在)

図書館運営小委員（15名）

小委員長	広中 和歌子	(民主)	小斉平 敏文	(自民)	谷 博之	(民主)
	有村 治子	(自民)	田村 耕太郎	(自民)	平田 健二	(民主)
	岡田 広	(自民)	西銘 順志郎	(自民)	森 ゆうこ	(民主)
	金田 勝年	(自民)	溝手 頤正	(自民)	魚住 裕一郎	(公明)
	小泉 頤雄	(自民)	池口 修次	(民主)	小池 晃	(共産)

(召集日 現在)

議院運営

（1）審議概観

第159回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類90件は保留とした。

〔法律案の審査〕

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成17年3月31日までの間、引き続き現行の削減措置を継続するものである。

本法律案は、3月18日に衆議院から提出、29日、本委員会に付託され、31日に全会一致

をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会議員の秘書について、その採用制限及び兼職禁止について規定を設けるとともに、議員秘書に対する寄附の勧誘又は要求を禁止するものである。

本法律案は、4月9日に衆議院から提出、5月11日、本委員会に付託され、12日に多数をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成16年1月16日(金)(第158回国会閉会後第1回)

- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成16年度予定経費要求及び平成15年度予定経費補正要求(第1号)に関する件について決定した。
-

○平成16年1月19日(月)(第1回)

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、金融問題及び経済活性化に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会及びイラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会6人、公明党及び日本共産党各2人 計20人
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、社会民主党・護憲連合及びみどりの会議各1人 計20人

金融問題及び経済活性化に関する特別委員会

自由民主党12人、民主党・新緑風会9人、公明党及び日本共産党各2人 計25人
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会10人、公明党及び日本共産党各3人、社会民主党・護憲連合及び無所属の会各1人 計35人

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

自由民主党19人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党3人、社会民主党・護憲連合及び無所属の会各1人 計40人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各1人 計15人
なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年1月22日（木）（第2回）

一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月22日及び23日

ロ、時 間 自由民主党45分、民主党・新緑風会70分、公明党及び日本共産党各30分、社会民主党・護憲連合10分

ハ、人 数 自由民主党及び民主党・新緑風会各2人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人

二、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 日本共産党
5 民主党・新緑風会 6 自由民主党 7 社会民主党・護憲連合

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年1月23日（金）（第3回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年2月4日（水）（第4回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、元本院副議長故阿具根登君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、元議員故白木義一郎君に対し、院議をもって弔詞をささげることに決定した。

一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法第六条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による人道復興支援活動及び安全確保支援活動の各活動の実施に関し承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年2月9日（月）（第5回）

一、裁判官訴追委員予備員、検察官適格審査会委員及び同予備委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年2月16日（月）（第6回）

一、次の件について山崎内閣官房副長官、中島内閣府副大臣、谷畠厚生労働副大臣及び佐藤国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、検査官の任命同意に関する件

ロ、情報公開審査会委員の任命同意に関する件

- ハ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
- ニ、航空・鉄道事故調査委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年2月27日（金）（第7回）

- 一、本会議における平成十四年度決算の概要についての財務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分、社会民主党・護憲連合 5分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年3月12日（金）（第8回）

- 一、中央選挙管理会委員及び同予備委員の指名について決定した。
- 一、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本会議における平成十六年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年3月19日（金）（第9回）

- 一、義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年3月26日（金）（第10回）

- 一、理事の補欠選任を行った。

- 一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、国会議員の資産等の公開に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年3月31日（水）（第11回）

- 一、次の件について山崎内閣官房副長官、中島内閣府副大臣、山口総務副大臣、伊藤内閣府副大臣、実川法務副大臣及び森厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - イ、人事官の任命同意に関する件
 - ロ、会計検査院情報公開審査会委員の任命同意に関する件
 - ハ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件
- ニ、衆議院議員選挙区画定審議会委員の任命同意に関する件
- ホ、公認会計士・監査審査会会长及び同委員の任命同意に関する件
- ヘ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件
- ト、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第15号）
(衆議院提出) を可決した。

（衆第15号）賛成会派　自民、民主、公明、共産
反対会派　なし

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年4月2日（金）（第12回）

- 一、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案及び外来生物種規制法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時　間　民主党・新緑風会15分
 - ロ、人　数　1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年4月7日（水）（第13回）

- 一、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案及び難民等の保護に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時　間　民主党・新緑風会15分
 - ロ、人　数　1人

一、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法

律案及び中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年4月9日（金）（第14回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した

○平成16年4月14日（水）（第15回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年4月16日（金）（第16回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年4月21日（水）（第17回）

一、本会議におけるイラクにおける邦人人質事件等についての外務大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会10分、日本共産党5分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、私立学校法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年4月23日（金）（第18回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年4月28日（水）（第19回）

一、高速道路株式会社法案、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法案、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律案及び日本道路公団等民営化関係法施行法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、地方自治法の一部を改正する法律案、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案及び市町村の合併の特例等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年5月12日（水）（第20回）

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第29号）（衆議院提出）について提出者衆議院議院運営委員長武部勤君から趣旨説明を聴き、衆議院議院運営委員長代理小坂憲次君、同西博義君及び衆議院法制局当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕井上哲士君（共産）

（衆第29号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産

一、国民年金法等の一部を改正する法律案、年金積立金管理運用独立行政法人法案及び高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年5月14日（金）（第21回）

一、内閣委員長、財政金融委員長及び国家基本政策委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年5月19日（水）（第22回）

- 一、日本ユネスコ国内委員会委員の選任について決定した。
- 一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 一、行政事件訴訟法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年5月21日（金）（第23回）

- 一、国会議員の秘書の給与の支給等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。
- 一、証券取引法等の一部を改正する法律案及び株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分
 - ロ、人 数 1人
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年5月26日（水）（第24回）

- 一、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律案、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律案、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律案、国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律案、武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律案、武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律案、自衛隊法の一部を改正する法律案、日本国の大衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の締結について承認を求めるの件、千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）の締結について承認を求めるの件及び千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅱ）の締結について承認を求めるの件について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。
 - イ、時 間 民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分
 - ロ、人 数 各派1人
 - ハ、順 序 大会派順
- 一、本会議における内閣総理大臣の北朝鮮訪問に関する報告に対し、次の要領により質

疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年5月28日（金）（第25回）

一、金融機能の強化のための特別措置に関する法律案及び預金保険法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年6月2日（水）（第26回）

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党10人、民主党・新緑風会5人、公明党及び日本共産党各2人、社会民主・護憲連合1人 計20人

一、景観法案、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び都市緑地保全法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、公益通報者保護法案及び国の行政運営の適正化のための公益通報に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分、日本共産党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年6月4日（金）（第27回）

- 一、厚生労働委員長国井正幸君解任決議案（藁科満治君君外10名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年6月5日（土）（第28回）

- 一、議長不信任決議案（藁科満治君君外12名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年6月11日（金）（第29回）

- 一、次の件について伊藤内閣府副大臣、田端総務副大臣、稲葉文部科学副大臣、谷畠厚生労働副大臣及び佐藤国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。
 - イ、証券取引等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件
 - ロ、預金保険機構理事長及び同理事の任命同意に関する件
 - ハ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件
 - ニ、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件
 - ホ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件
 - ヘ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件
 - ト、航空・鉄道事故調査委員会委員の任命同意に関する件
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年6月14日（月）（第30回）

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成16年6月16日（水）（第31回）

- 一、本会議において国際問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び共生社会に関する調査会の報告を聴取することに決定した。
- 一、ユニバーサル社会の形成促進に関する決議案（勝木健司君外8名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。
- 一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

庶務関係小委員会

○平成16年1月16日（金）（第158回国会閉会後第1回）

- 参議院の平成16年度予定経費要求及び平成15年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した

図書館運営小委員会

○平成16年1月16日（金）（第158回国会閉会後第1回）

- 国立国会図書館の平成16年度予定経費要求及び平成15年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (衆第15号)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の歳費月額について、平成17年3月31日までの間、引き続き現行の削減措置を継続すること。
- 二、この法律は、平成16年4月1日から施行すること。

国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第29号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、給与の直接支給

議員秘書の給与は、直接、その全額を議員秘書に支給すること。ただし、法律等で定めるところにより控除されるものについては、この限りでないこと。

二、議員秘書の採用制限

- 1 国會議員は、65歳以上の者を議員秘書に採用することができないこと。
- 2 国會議員は、その配偶者を議員秘書に採用することができないこと。

三、兼職禁止

- 1 議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営んではならないこと。
- 2 1にかかわらず、国會議員が議員秘書の職務の遂行に支障がないと認めて許可したときは、議員秘書は、他の職務に従事し、又は事業を営むことができること。
- 3 議員秘書は、2の許可を受けた場合には、その旨並びに兼職先、報酬の有無及び報酬の額等を記載した文書を議長に提出しなければならないこと。この文書は、公開すること。

四、寄附の勧誘又は要求の禁止

何人も、議員秘書に対して、当該国會議員がその役職員又は構成員である政党その他の政治団体又はその支部（当該国會議員に係る後援団体を含む。）に対する寄附を勧誘し、又は要求してはならないこと。

五、その他

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律の施行の際現に他の職務に従事し、又は事業を営んでいる議員秘書の当該兼職については、平成16年12月31日までの間は、三を適用しないこと。